

子どもの道徳性の発達（3）

—大人の強制と道徳实在論（ピアジェ）（上）—

関口 昌秀

はじめに

ピアジェ『子どもの道徳判断』¹⁾の第2章は、*La contrainte adulte et le réalisme moral* 「大人の強制と道徳实在論」と題されている。

いま *réalisme moral* を「道徳实在論」と訳したが、この点について一言述べておく。ピアジェのいう *réalisme* は、中世哲学で論じられた *nominalisme*（唯名論）対 *réalisme*（实在論）というときの *réalisme* に近い。子どもは言葉を現実 (*réalité*) と受けとる。そういう意味で、言葉は实在しているものなのである。あるいは、子どもにとって現実を構成するのは言葉であるといってもよい。子どもの思考や判断については、そのように理解できるというのが、ピアジェのいう *réalisme* である。そのような中世哲学で使われた意味での *réalisme* を使用してはじめて、（現在の大人から見れば不合理と思える）子どもの思考・判断も適切に（つまり合理的なものとして）理解されるようになるというわけである。

現在のわたしたちからすれば、「客観的实在論」対「主観的観念論」というように、「観念論」に對置して「实在論」を理解するのが自然である。しかし、ピアジェが *réalisme* という言葉で問題にしているのは、そのような文脈ではない。そのような文脈で理解したのでは、道徳とは観念以外の何物でもないのだから、「道徳实在論」という表現は形容矛盾となり、意味をなさなくなってしまう。

「観念論」とは *idéalisme* の訳語だが、*idéalisme* には「理想主義」という訳もある。一般に「理想主義」に対する「現実主義」として *réalisme* を訳すことは可能である。ピアジェが使う *réalisme* の中でも、そのような意味が込められているようにも見える。小さい子どもの「道徳的現実主義」(*réalisme moral*) が成長するにつれて、「正義」という理想主義的な規範を受け入れるようになる。道徳性発達の筋道として、ピアジェの念頭にそのようなイメージがあることはまちがいない。しかし、ピアジェは「道徳的現実主義」(*réalisme moral*) の進む先を「理想主義」(*idéalisme*) と名付けてはいない。「正義」の規範も理想主義的な規範と呼ぶわけではない。それを1つの理由として、ここでは「現実主義」という訳をとらなかった。理由はもう1つある。

道徳論において「理想主義」対「現実主義」という構図は、カントのそれを思い起こさせる。ピアジェの理論的背景の中に、カントがあることはまちがいない。カントはデュルケームとの対抗関係の中で、「カント vs デュルケーム」問題として、「カントかデュルケームか、あるいはカントおよびデュルケーム」の問題として、ピアジェ理論の骨格をなしていることはまちがいない。しかし、すぐあとで見るように、この第2章においてピアジェは、カントとデュルケームのどちらでもなく、彼らに対抗するものとしてパレートの方法的意義を強調している。パレートの強調は、無意識的なもの、意識化されてい

る道德規範に対して意識化されない人間行動原則の強調である²⁾。そう主張している点で、ピアジェのいう子どもの *réalisme moral* は、「理想主義」に対置される「現実主義」とは言いがたい。これが *réalisme* を「实在論」とした2つ目の理由である。

道德实在論

ピアジェの言葉を引用しよう。

「理論理性の局面において「名辞实在論 (*réalisme nominal*)」および言語实在論 (*verbalisme*) すなわち概念实在論 (*réalisme conceptuel*) が語られるのと同じように、私たちは、価値判断の局面において「道德实在論 (*réalisme moral*)」について語るができる。」(p. 82)

「名辞实在論 (*réalisme nominal*)」とは、中世哲学の *nominalisme* と *réalisme* の対抗関係の中でいえば、*réalisme* の方を指している。それは名辞 (*nomina*) の实在性を主張しているからである。一見すると誤解しそうだが、*réalisme nominal* は *nominalisme* ではないのである。

ピアジェはまた次のようにも言う。

「一般に实在論は主観と客観の混同(したがって自己中心性)の結果であると同時に、大人による知的強制 (*contrainte intellectuelle*) の結果でもある。それと同じように、道德实在論もこの2種の要因の干渉した結果である。」(同)

理論理性の局面とは、知性・思考の局面をさしている。それゆえ、「理論理性の局面において名辞实在論と概念实在論が語られる」というのは、子どもの思考において名辞实在論と概念实在論が現れるということである。ピアジェの主張によれば、子どもの思考の発達をみると、

その初期に名辞实在論 (*réalisme nominal*) や言語实在論 (*verbalisme*)・概念实在論 (*réalisme conceptuel*) が現れるというのである。本書『子どもの道德判断』(1932年)が書かれた時点で、すでにピアジェは、知性・思考の領域における研究を『子どもの言語と思考 (*Le langage et la pensée chez l'enfant*)』(1923年)、『子どもの判断と推理 (*Le jugement et le raisonnement chez l'enfant*)』(1924年)、『子どもの世界観 (*La représentation du monde chez l'enfant*)』(1926年)、『子どもの物理的因果性 (*la causalité physique chez l'enfant*)』(1927年)としてまとめていた。先の引用箇所 (p. 82) で、ピアジェは、实在論の意味について『子どもの世界観』第1部の参照を求めている。

理論理性の局面すなわち子どもの知性・思考の発達において名辞实在論や言語实在論が現れるのと同じように、それに似て、価値判断の局面において道德实在論が現れる。つまり、子どもの道德判断の発達をみると、その発達の初期に「道德实在論 (*réalisme moral*)」と呼ばれるべき現象がみられる、というのが本章(『子どもの道德判断』第2章「大人の強制と道德实在論」)におけるピアジェの主張の眼目となる。そしてさらに、子どもの知性において名辞实在論などが現れた原因が、子どもの自己中心性と大人の知的強制の2つの要因が合わさった結果であると同様に、子どもの道德判断において道德实在論が現れる原因は、子どもの自己中心性と大人の道德的強制の2要因が合わさった結果である、と主張したのである。

この *réalisme* という用語にまつわる議論をそれ自体として行うとややこしくなるが、ピアジェが挙げている事例を見ると、それほど難しいわけではない。問題とすべきなのは、ピアジェの用語法である。自己中心性 (*égoцентризм*) という用語と同様、*réalisme* も言葉自体としての問題を引き起こしてしまうややこしい用語である。

しかし、先の2番目の引用にある「主観と客観の混同（したがって自己中心性）」という表現をみればわかるように、ピアジェが自己中心性という言葉で表現しようとした事態は、「主観と客観の混同」ということである。少なくとも自己中心性の中核には、「主観と客観の混同」といわれる事態がある。人間の子どもの中に「主観」あるいは「意識」ないし「自覚」というものが成立するのは、生まれてしばらく（数年後）であろうことは疑う余地がない。主観と客観の区別は、自覚的な成人の立場である。そのようなものが生まれて間もない子どもにないことは明かだ。朝起きがけの寝ぼけ眼では、夢かうつつ（現実）かも定まらない。自他の区別がつくのでさえも、生まれてからある一定期間を過ぎたのちである。このように、主観も客観もまだ成立していない主客未分化な状態を指して、ピアジェは自己中心性と表現した。それは、自己もまだ明確でなく、当然他者もまだ明確でない。

この用語には「自己」あるいは「自我」(égo)が含まれているが、当然そのときの子どもに自我があるとは言い難い。少なくとも、大人を念頭においた「自我」とは言えない。だから、自己中心性(égoцентризм)という言い方は、誤解を与えやすいものとなっている。おそらく日本語の「自己中心性」という訳語よりも、原語のégoцентризмの方において、誤解を与える余地は大きい。同じように、「道徳実在論(réalisme moral)」という言い方にも誤解を生む素地がある。ピアジェが「道徳実在論」と名づけた事態は確かに存在するのだが、それをはたして「道徳実在論」と表現するのが適当かどうか。一考の余地はある。

あるいは、それは、言語化できない側面を無理やり言語化しようとしたことに伴う必然的産物と理解すべきなのかもしれない。マイケル・ボラニーは「人の顔のどこを知覚したら、その人だとわかるか」というフィジオノミー(physiognomy)における暗黙知の作用を指摘

したが³⁾、それに似て、「道徳実在論」という表現は、子どもが意識できない側面を言語化しようとしたことに伴う表現の難点と理解すべきようにも思われる。

カントのカテゴリー区分との相違

最初の引用にあるように、「理論理性(raison théorique)」に対して、「価値判断(jugements de valeur)」が対置される。カントのカテゴリー区分では、「純粹理性」「実践理性」「判断力」となるから、この点ではピアジェのカテゴリー区分はカントと異なる。

ピアジェは「理論理性」と「価値判断」と区分し、「価値判断」の中に「道徳判断」を位置づけた。このように、理論と価値を対置させるのは、常識的でわかりやすい。「理論は価値を含まないのか」という哲学的な議論も可能だが、それをやや意識していえば、ここでの「理論的なもの」と「価値的なもの」という対置は、「人々の合意を得られやすいもの」と「合意を得にくいもの」という、直線状に並んだものの程度の差を、カテゴリーとして断ち切ったものというのがよい。「客観的な理論」が片方であり、もう一方に「主観的な価値」があると言え、合意の得られ易さと得られにくさの両極端が示される。常識的な見方では、客観とは、合意の対象外のもの、合意という人間の意志的営為でどうにもならないもの、誰が見てもそこにあって同じに見えるもののことを指すとされているから、「合意を得られ易いものが客観である」という言い方には抵抗があるであろう。議論を複雑にするのは適当でないからこの議論はここでやめておく。

ともかく、ピアジェの理論と価値という対置の方が常識的でわかり易い。それに比べれば、カントのカテゴリー区分の方がわかりにくい。価値が実践理性と判断力に分断されている。この点、カントの方が非常識といえなくもない。カントでは道徳は、法とともに実践理性の中に位置づく。美的判断や政治判断とは区別して、

道徳規範を法則として定立したい、自然法則のように絶対的で普遍的な法則として定立したいというカントの課題意識から、このカテゴリーは立てられた。しかし、ピアジェは、そのような道徳理論をめざすわけではない。その点で、ピアジェはカントと異なっている。

道徳実在論の3つの性格

このようにして、ピアジェは「道徳実在論」を次のようにまとめる。

「義務や価値について、それらが意識とは無関係にそれ自体として存在すると考え、自分たちが置かれた状況がどんなものであっても、義務や価値は義務的なものとして押しつけられるものであるとする。このように考える子どもの傾向を「道徳実在論」と呼ぶ。」(p. 82)

そして、「道徳実在論」が次の3つの性格をもつとする。

「第1に、道徳実在論にとって、義務は本質的に他律なものである。」(p. 83)

「第2に、道徳実在論にとって、規則は字義通りに守られなければならないものであって、その精神を守ればよいというものではない。」(同)

「第3に、道徳実在論は、責任概念の客観性を導き出す。」(同)

他律であるとは、規則ないし大人の命令に従った行為であれば、その行為が良いとされ、逆に規則に合わない行為はすべて悪いとされることである。規則は、意識によって判断されたり解釈されたりするものではなく、意識の外にある実在物として与えられる。規則は、大人によって啓示されたものないし押しつけられたものと

認められる。だから、善とは、厳密に従属によって定義される。

このことから、規則を字義通りに守られなければならないことが導かれる。他律の道徳で規則の精神を云々することも考えらなくはないが、それは実在論ではない。規則の精神を云々する態度は、すでに合理性と内面性へ向かう傾向を示している。子どもの道徳性発達の出発点では、大人の強制が一種の「字義実在論 (réalisme de la lettre)」を生み出す。

客観的責任概念 (conception objective de la responsabilité) とは、行為の善悪をその結果により判断すること、いいかえると、行為者の意図が良かったか悪かったかを、善悪の判断基準としないことである。単純に為された行為の内容だけから、善悪が判断されることである。

第1節 方法について

調査方法

ここでピアジェがとった方法は、小学生を対象として、調査者が子ども1人ひとりに道徳行為に関する簡単な2つの物語を話し、それぞれの行為がよいか悪いか質問し、さらに2つの行為のうちどちらがより悪いか尋ねる。

第1章ではビー玉遊びの規則に関する子どもの考えだけでなく、規則をどのように実行していくかについても調べた。第2章で調べるのは、大人(調査者)の話した内容に関する判断である。それは具体的な場面での道徳判断ではない。第2章の研究はこのような制約をもっている。

質問調査の対象者が小学生となっているのは、物語の内容を理解できるという前提があるからである。物語の内容に関する判断が、子どもの具体的生活の中での判断と一致するか、という問題があることはまちがいない。第1章でみたように、ビー玉遊びの規則についての考え方(質問に対する回答)と、実際にビー玉遊びで

実行される規則との間には、「ずれ」があった。規則について考えは規則の実行より数年遅れる、というのが第1章での結論であった。「意識は実行より遅れる」というのが、子どもの道徳性発達の基本的筋道である。ここで調査した事柄は、すべて「意識」に関するものだから、具体的場面での子どもの道徳判断とは「ずれ」がある、というのが前章の結論を踏まえた妥当な推定であろう。

言葉化した判断と実際の判断

話された内容に関する判断と実際の具体的場面での判断との問題は、ピアジェによれば、道徳的思考に限らない。それは知的思考にも当てはまる方法論的問題である。

ピアジェは、この問題を言語問題として組み立てている。それは「言葉化した判断(jugement verbal)」と「具体的場面での実際の判断(pratique effective de la pensée 実際にどう考えるか)」の問題である。質問は言葉を介して発せられる。ということは、ここでの子どもの思考・判断は、すでに言葉によって表象となった水準を前提としているということである。実生活での判断は、行動している最中に感じた水準での判断である。言葉化されて発せられた思考は、現実生活での思考を意識化したものなのか。それとも、それとは何の関係もないのか。言葉は思考と関わるのか否か。ピアジェの大きな関心はここにある。

知的思考については、言葉以前における認知能力の発達が考えられる。感覚運動段階の認知能力である。しかし、道徳判断に限っていえば、道徳という事柄自体の性質からみて、すでに言葉を前提としている。道徳とは言葉を前提としたところではじめて成立するものと考えられるからである。

道徳についてのパレートの見方

子どもの道徳性の発達ではなく、成人の人間を前提とした一般の道徳論のレベルで考えてみ

ると、道徳的省察と道徳的行為のあいだに一定の関係を認める立場と、認めない立場がある。前者の立場はカントやデュルケームがとる立場である。道徳についての省察が道徳的行為に役立つとするか、あるいは道徳的省察とは行為を意識化することだとするか、どちらにせよ両者は道徳的な省察と道徳的行為のあいだに関係を認めている。

それに対して、パレートはそうでない。個人の行動はあらゆる批判を免れるものであり、「道徳」というものは存在しないとする。パレート『一般社会学概論(Traité de sociologie générale)』(1916年)によれば、行為には「論理的行動(actions logiques)」と「非論理的行動(actions nonlogiques)」の2つがあるだけである。「非論理的行動」は「本能的な行動(actions instinctives)」あるいは「感情的行動(actions teintées d'affectivité 感情の混じった行動)」といってもよい。それは、行動を強化するために一貫性のないおしゃべりを付加するものにすぎず、その内容の中に知的に理解可能な意味などない。このおしゃべりは、非論理的行動の感情的な「残基(résidus)」を元につくられた多様な形の恣意的な「派生体(dérivations)」である。それが道徳理論というものなのである。

子どもが質問に対して回答したものは、道徳的省察なのか、それともたんなるオウム返しにすぎないのか。この問題に決着をつけるのは、観察である。しかし、観察が最終的な決着をつけるものとなるためには、子どもが持っている道徳についての言語観念が何であるかを知っていなければならない。それを知るという点において、ピアジェたちの調査は有用なものとなるという。

価値判断と道徳的行為の関係

1つの問題は、子どもが回答した価値判断とその子の実際の道徳的行為との関係である。兄弟のした悪い行いを父親に告げ口するのが正し

いと回答する子もいれば、反対に告げ口するのは行儀が悪いと回答する子もいる。問題になるのは、その2人の子が実際の生活でどうするかということである。嘘aの方が嘘bより重大だと回答した子が、日常生活でも同じように判断するかはわからない。ここでは子どもの現実生活での道徳判断を問題にしていない。それを知ることが重要なのだが、この方法では不明なままになっている。

質問への回答で示されるような言葉化された判断と、子どもの具体的生活での判断との間には、1つの相関関係があると考えられる。知的領域では、子どもの言葉化された思考は、行為によって作られていく認識図式(シェーマ)を徐々に意識化していく。言葉化された思考は具体的思考より遅れて現れる。具体的水準で実行された操作を言葉という新しい水準で象徴化(象徴として再構築)するという問題があるから、言語的思考は遅れるわけである。したがって、行為の水準において克服されたかつての困難が、言語の水準で再び現れる。

このように、知的領域においては、具体的局面と言語化の局面の間には「ずれ」がある。同じように、道徳の領域においても、子どもがする具体的局面での価値判断と、質問に対する回答として与えられる言葉化された判断との間には、簡単な「ずれ」があると考えられる。たとえば、道徳的行為の評価において、行為者の意図を考慮せずに、語られた言葉の字面だけで評価する子どもがいる。しかし、その子の個人的体験について質問してみると、意図を考慮して判断していたことがわかる場合がある。このような場合、言葉化された判断は、実際生活での判断より遅れた発達段階のものとなる。言葉化された判断は、行為の局面で克服されたかつての段階を表明しているわけである。

ビー玉遊び研究の結果から

質問に対する子どもの回答には、大人の見方が反映している面がある。子どもが答えたのは、

子ども自身の習慣というより、大人の習慣という側面が強い。これは、知的領域よりも道徳的領域での方がはるかに予測される事態である。私たち大人が子どもに期待しているのは、物事を独創的に考えることより、道徳の教えを忠実に守ることの方である。たとえば、告げ口の道徳的価値を主張する10才の児がいたが、私たち大人(調査者)がその意見に賛成でないことを知ると、その子はすぐに自分の意見を変更した。このような反応をした子は多かった。これらの子どもたちの本当の考えは、大人の考えに従いたいという彼らの欲求のせいで、彼ら自身の目から覆われていたわけである。

この事態は、子どもは大人からいつも聞いていることと自分の考えとを分離していない、ということを示すのであろうか。子どもの中の言葉化された思考は、大人の思考の繰り返しとその変形でしかなく、実際生活での評価とは何の関係もないものなのであろうか。これに対して、ビー玉遊びの研究が参考になる。自己中心的にビー玉遊びを実行することに対しては、大人に対する尊敬感情が並行して伴っている。また、規則を変更不可能な神秘的超越的なもの(「神様から与えられたもの」)とする判断も並行している。ただし、規則実行の自己中心性と、大人への尊敬感情、および神秘的な規則意識は、当然ずれる。なぜなら、自己中心性は無意識的(inconscient)なものであるのに対し、行為をするときに子どもがもっていると信じている尊敬は意識的なものだからである。規則の合理的な実行には、相互的な尊敬感情が伴っており、規則は自分たちの考えによって変更可能なものとする判断—規則は外から与えられたものでなく、それ自体としていわば自律的に存在しているとする判断—が、対応していた。

このように、遊びの場面においては、言葉化された判断は、行為に対応するのではなく、行為中の意識に対応している。言葉で表現される判断は、行為中の実際の判断より出現が遅れる、ということを確認しなければならない。子ども

の中に自律の考えが現れるのは遅く、協同行為と自律意識がほぼ対応している。

嘘と正義についての仮説

嘘や正義の領域についていえば、次の仮説が提示できる。質問に対する回答として示された言葉化された判断は、大筋において、質問当時より数年前に子どもが実際の行動の中で具体的に判断したことに対応している。

この仮説の成否は将来わかることだが、研究の価値はある。このようなことは、大人社会の生活でもいえることであり、パレートの著作がそのことを示している。

第2節 客観的責任性(1) ―失敗と盗み

失敗に関する質問

失敗に関する質問としては、次の3組(1a, 1b), (2a, 2b), (3a, 3b)を用意した。それぞれの組の一方は、よい意図でなされた行為の結果あるいは意図しない結果が重大な損害を生じたものである。もう片方は、よくない意図でなされた行為の結果だが、その損害が小さなものである。ひとつの行為についてそれが良いか悪いか質問し、さらにaとbを比較してどちらがより悪いかについて質問する。

1a: ジャンは、夕食のために食堂へ向かった。そのとき、食堂のドアの後ろにたまたまイスが置いてあって、そのイスの上に15個のカップをのせたトレイがあった。ジャンはそのことを知らなかったので、ドアを開けたらトレイにぶつかって、15個のカップ全部が床に落ちて割れてしまった。

1b: アンリはお母さんが留守のとき、イスにのぼって棚の中のジャムを取ろうとした。ジャムは高いところにあってなかなか取れなかった。そうしているうちに、カップに手がふれて1つのカップが床に落ちて割れてしまった。

2a: ジュールはお父さんが留守のとき、お父さんのインクスタンドで遊んでいて、机のテーブルクロスに小さな染みを付けてしまった。

2b: オーギュストはお父さんのインクスタンドが空だったので、お父さんが留守のときインクを詰めてやろうとして、インクびんを開けたら、机のテーブルクロスに大きな染みを付けてしまった。

3a: マリーは、スカートの布地を裁断してお母さんを驚かそうとした。けれど、ハサミを上手く使えなかったので、自分の服に大きな穴をあけてしまった。

3b: マルグリートはお母さんが留守のとき、お母さんのハサミで遊んでいた。けれど、ハサミを上手く使えなかったので、服に小さな穴をあけてしまった。

盗みに関する質問

盗みに関する質問は、次の2組(4a, 4b), (5a, 5b)である。ここでも、失敗についての質問同様、aとbのそれぞれについて良いか悪いか質問するだけでなく、aとbを比較してどちらがより悪いかについても質問する。

4a: アルフレッドは貧しい友人がその日何も食べていないのを知り、パン屋に行った。だけど、アルフレッドはお金をもっていなかった。そこでパンをこっそり盗んで急いで外へ出て、そのパンを友人にあげた。

4b: アンリエッテは、お店で自分の服にとても似合うかわいいリボンを見つけた。そして店員が後ろを向いたすきにリボンを盗んですぐに逃げ出した。

5a: アルベルティーヌの友だちが小鳥を飼っていた。アルベルティーヌはその小鳥が可哀そうだと思い、いつも友だちに小鳥を逃がし

てあげるように言っていた。でも友だちはそうしなかった。ある日友だちがいないときに、アルベルティーンは鳥かごと盗んで、小鳥を逃がしてやった。鳥かごは使えないように、屋根裏部屋に隠してしまった。

5b: ジュリエットは、お母さんが留守のとき、お母さんのお菓子をこっそり盗んで食べた。

以上が質問事項である。質問する前に、子どもにもaとbの話を書かせて、話の内容の大筋を理解していることを確認した。具体的には、回答例参照。

客観的責任性と主観的責任性

10才までの子どもの回答は2つのタイプに分かれる。1つのタイプは、行為の善悪は引き起こした結果の大きさで判断される。行為者の意図は考慮されない。もう1つのタイプは、行為者の意図だけを重要とする回答である。

ただし、同じ子どもがある話では前者のタイプで回答し、別の話には後者で回答するという場合もあった。

大筋において、客観的責任性のタイプは年齢が上昇するとともに減少する。ただし、これは10才までで、それ以後については不明である。平均すると7才くらいが客観的責任性で、9才くらいになると主観的責任性の回答をする。6才以下は、話の内容を理解できないという知的理由から、質問できない。

この2つのタイプは、おそらく継起的発達段階とみるべきだろう。そうでないとすれば、別個のプロセスとみるべきで、部分的に共時的に両方の性格を示すと考えるべきであろう。

客観的責任性の事例 (失敗)

客観的責任性の例は、次のようなものだ。

1) カップを割った話

ジョ (6才)

「お話わかった」

「うん」

「1番目の子は何をしたのかな」

「11個のカップを割った」

「2番目の子は」

「カップを1個割った」

「1番目の子はどのようにしてカップを割っちゃったのかな」

「ドアにぶつかって」

「2番目の子はどのようにして」

「ジャムをさがして、カップを落としました」

「どっちの子の方が悪いかな」

「1番目の子。12個のカップを落としたから」

「もし君がお父さんだったら、どっちの子の方を強く叱るかな」

「12個のカップを割った子」

「どうして彼はカップを割っちゃったのかな」

「強くドアを閉めて、ドアが当たったから。わざとじゃない」

「2番目の子はどのようにしてカップを割ったのかな」

「彼はジャムを取ろうとした。そのときカップにさわって落としちゃった」

「どうして彼はジャムを取ろうとしたのかな」

「彼はお母さんのいない日を利用した」

「君に兄弟はいるかな」

「妹ならいるよ」

「じゃ、もし君が食堂に入るとき12個のカップを割って、君の妹はジャムをさがして、どうして彼はジャムを取ろうとしたのかな」

「ボクの方。多くのカップを割ったから」

この他に、シュマ (6才)、コンスト (7才、女子) の例。

2) インクの染みを付けた話

コンスト (7才、女子)

インクの染みについての話の内容を次の

ように繰り返した。

「男の子がお父さんのインクスタンドが空になっているのを見つけて、インクびんを取ろうとした。だけど、つかむのに失敗して大きな染みを作っちゃった」

「もう1人の子は」

「その子は何にでも手を出す子で、インクを取ろうとして、小さな染みを作っちゃった」

「2人は同じくらい悪いかな、それともちがうかな」

「ちがう」

「どっちの子の方が悪いかな」

「大きな染みを作った子」

「なぜ」

「それは染みが大きいから」

「どうして、その子は大きな染みを作ったのかな」

「インク入れのお手伝いをしようとして」

「2番目の子は、どうして小さな染みを作っちゃったのかな」

「それは、彼が何にでも手を出していたから。それで小さな染みを作った」

「じゃ、どっちの子の方が悪いかな」

「大きな染みを作った子」

この他に、ジョ(6才)の例。

3) 穴をあけてしまった話

ジョ(6才)

2つの話を次のように繰り返した。

「最初の女の子は、お母さんのお手伝いがしたかった。それで大きな穴をあけてしまった。もう1人の女の子は、遊んでいて小さな穴をあけてしまった」

「この女の子2人をくらべると、どっちの子の方が悪いかな」

「お手伝いしようとした子の方が悪い。その子の方が大きな穴をつくったから。彼女のお母さんはその子を叱った」

この他に、コンスト(7才)の例。

以上の事例はすべて、失敗の結果の大きさだけを評価している。彼らはすべて行為者の意図を知っている。しかし、それについては評価していない。

大人の場合、法的制裁と道徳的制裁を区別する。また、刑事罰と民事的制裁(デュルケームのいう「復元的制裁(sanction restitutive)」)を区別する。子どもが「悪い」というときにも、それに似た区別をしているのだろうか。行為者の意図がどこにあると、ある種の物理的損害を与えたことが「悪い」ということであろうか。

これについては、すぐ後で見ると、物理的損害を与えない「嘘」の事例を見ることにより、子どもの判断が客観的責任性を示していることがわかる。子どもにとっては、規則に従うか否かより、物理的損害の大きさの方が気にかかる問題であるのだ。子どもが民事的責任と刑事的責任に当るものを区別する度合いが低いほど、客観的責任性を示す。少なくとも、私たちが対象とする子どもの言葉の水準では、このような区別が心にのぼることはないように見える。

主観的責任性の事例(失敗)

この問題を分析する前に、上の例とは反対に答えた子どもの事例を紹介しておこう。

1) カップを割った話

シュマ(6才半、知的発達の早い、外見が8才くらい見える女の子)

2人の男の子の話を繰り返して、2人も「同じように悪い」、「同じように叱られるべきだ」という。

「私(調査者)には、片方の子がもう片方の子より悪い子に見えるけど、どっちの子かな」

「両方とも同じ」

「君はカップを割ったことはないの」

「全然ない。弟は割ったことあるけど」

「何を割ったの」

「カップ1個とバケツ」
「どういうふうにして」
「魚釣りに行きたくて、私のバケツを少しこわしたの。そのあとで私を困らせようと、わざともう少しこわしたの」
「彼はカップも割ったの」
「カップを拭こうとして、テーブルの端に置いたの。そしたらカップが落ちちゃったの」
「バケツをこわしたときと、カップを割ったときとで、どっちの方が悪いかな」
「バケツの方」
「なぜ」
「わざと私のバケツをこわしたから」
「カップは」
「わざとじゃない。端に置いたから割っちゃった」
「じゃあ、お話した物語のなかで、15個のカップを割った子と、1個のカップを割った子では、どっちの方が悪いかな」
「ジャムを食べたくて、取ろうとしてカップを割った子の方」
このように、シユマ自身の体験を思い起こすことによって、主観的責任性 (responsabilité subjective) にしたがって判断するようになった。
この他に、モル (7才)、コラム (9才)、グロス (9才)、ニュース (10才) の例。

2) インクの染みを付けた話
スキ (6才)
「1番目の子は何をしたの」
「お父さんを喜ばせようとした。インクスタンドが空だったから、インクを詰めようとしたら、服に大きな染みを付けちゃった」
「じゃ、2番目の子は」
「彼はお父さんのインクスタンドで遊ぼうとして、小さな染みを付けた」
「悪いのはどっち」
「インクスタンドで遊ぼうとした子の方。

彼は遊ぼうとした。もう1人の子はお父さんを喜ばせようとした」

「喜ばせようとした子は大きな染みを付けたの、それとも小さな染みかな」

「彼は大きな染みを付けた。もう1人の子は小さな染み」

「1番目の子が大きな染みを付けたことは、大したことではないかな」

「同じ。もう1人の子はむしろ悪いことをしようとした。小さな染みを付けた子の方が、もう1人の子より悪いことをしようとした」

この他に、グロス (9才)、ニュース (10才) の例。

3) 穴をあけてしまった話
スキ (6才)

次のように話を繰り返して。

「1番目の子はお母さんに喜んでもらおうとして、ハサミで自分の服に大きな穴をあけちゃった。2番目の子はお母さんのもので遊ぼうとして、ハサミで服に小さな穴をあけちゃった」

「どっちが悪いかな」

「ハサミで遊ぼうとした子の方。彼女は小さな穴をあけちゃった。彼女の方が悪い」

「君だったら、小さな穴をあけた子と、もう1人の子のどっちを強く叱るかな」

「大きな穴をあけた子は叱らない。彼女はお母さんを喜ばせようとした」

この他に、コラム (9才) の例。

このように、小さな子でも、行為者の意図を考慮に入れて判断できる。したがって、次の仮説を提示できる。物理的損害のみに基づく評価は、子どもの大人に対する尊敬を媒介にして屈折された大人の強制の産物である。それは、子どもの自発的な心理現象というものではない。一般に、大人は失敗というものを厳しく扱う。親が (子どもの意図を含めた) 具体的状況を理

解せずに、子どもがした物理的損害によって不機嫌になってしまうことが多ければ多い程、子どもはこのような親の態度を見て、その態度が押しつける規則を言葉通りに適用しはじめる。親が正しく公平であればある程、そして何よりも、子どもが成長とともに大人の反応に対して自分の感情をぶつけるようになればなる程、客観的責任性の重要度は下がっていく。

客観的責任性の事例(盗み)

次に盗みの例を見るが、6才から10才の同じ年齢段階の子どもでも、成長するにつれて、主観的責任性の方が大きな比重を占めるようになっていく。

4) パンとリボンの話

スキ(6才)

彼は、失敗に関しては、主観的責任性を立証する事例だが、盗みに対する態度は異なっている。

「男の子が友だちと一緒にいた。彼は友だちにあげるために、小さなパンを1個盗んだ。女の子はリボンが欲しかった。リボンを服に付けてきれいになりたかった」

「比べてみて、より悪い子はいるかな」

「うーん、2人とも同じだね」

「1番目の男の子は、なぜ小さなパンを盗んだのかな」

「彼の友だちがパンを食べたかったから」

「女の子の方は、なぜリボンを盗んだのかな」

「リボンが欲しかったから」

「君だったら、どっちの子の方を強く叱るかな」

「男の子の方。彼は自分のためじゃなく、弟にあげるためパンを盗んだ」

「パンをあげるの悪いことかな」

「いや。彼の気持ちはいい。彼は弟にパンをあげた」

「どっちの子の方を強く叱らなくちゃなら

ないかな」

「うん。男の子は、弟にあげるためにパンを盗んだ。その子を強く叱らなくちゃいけない。小さいパンの方が値段が高いから」
この他に、シュマ(6才)、ジョ(6才)の例。

5) 鳥かごとお菓子の話

デザ(6才)

「小さな女の子の友だちは、かごの中に小鳥を1羽飼っていた。その子は小鳥が可哀そうだと思っていた。鳥かごを友だちの家から取って来て、小鳥を逃がしてあげた」

「もう1人の子は」

「もう1人の子はお菓子を盗んで食べちゃった」

「2人とも同じくらい悪い子かな。それとも、どっちかが悪いかな」

「鳥かごを盗んじゃった子の方が悪い」

「なぜ」

「鳥かごを盗んだから」

「もう1人の子は」

「もう1人の子はお菓子を盗んだ」

「その子は前の子より悪いかな。それとも前の子の方が悪いかな」

「そんなに悪くない。お菓子の方が鳥かごより小さいから」

「もし君がお父さんだったら、どっちの子の方を強く叱るかな」

「鳥かごを盗んだ子の方」

「なぜその子は鳥かごを盗んだのかな」

「小鳥が可哀そうだったから」

「もう1人の子は、なぜお菓子を盗んだのかな」

「食べるため」

以上の客観的責任性の例は、すべて6才の子である。7才以上になると、この話で客観的責任性を示す事例はなかった。

主観的責任性の事例 (盗み)

同じ盗みの話で主観的責任性を明瞭に示すものは、ほとんどすべて9才から10才の子である。失敗の話に比べて、盗みの話では、責任についての考え方が年齢により明瞭に分かれる。

4) パンとリボンの話

コラム (9才, 女子)

「どんなお話かわかったかな」

「1番目の男の子は盗んじゃいけなかった。お金を払わなくちゃいけない。2番目の女の子もリボンを盗んじゃいけなかった」

「どっちの子の方が悪いかな」

「女の子の方は、自分のために欲しかった。男の子の方も欲しかったんだけど、朝ごはんを食べてない友だちにあげるためにパンが欲しかった」

「もし君が学校の先生だったら、どっちの子の方に大きな罰を与えるかな」

「女の子の方」

この他に、ニュース (10才) の例。

5) 鳥かごとお菓子の話

スキ (6才)

「どっちの子の方が悪いかな」

「お菓子を盗んだ子。彼女は盗んだ。最初の女の子が鳥かごとを取ったのは、小鳥を自由にさせるため」

この他に、コラム (9才), グロス (9才) の例。

これらの例からわかるように、子どもの道徳的態度は2つのタイプに分かれる。1つは、物的結果によって行動を判断するタイプ。もう1つのタイプは意志だけを考慮する。この2つの形は、同一年齢の子に見られる。また同じ1人の子の中にも併存することもある。しかし、平均的にみると、共時的に併存するものではない。たしかに、客観的責任性は年齢の上昇とともに減少していく。それに応じて主観的責任性の重

要性が増していく。したがって、両者が部分的に干渉して、主観的責任性が客観的責任性に対して優位していく過程が問題となる。

主観的責任性が優位していく過程

責任についての客観的考え方は、大人による道徳的強制の結果であるように思われる。ただし、この「強制」という言葉の意味を明瞭にしておかなければならない。失敗及び盗みの場合と、嘘の場合とでは、大人の強制は異なる。失敗や盗みでは、大人は子どもに制裁を加える。ピアジェが調査したのは中流層の子どもたちである。その子の母親たちは、1個のカップを割った時よりも、15個のカップを割った時に激しく怒り出す。それは、ある程度まで、割った子どもの意図に関係ない。大まかにいえば、子どもの客観的責任性が生じるのは、子どもの意識にとって大人の命令が外在的であり、その大人が客観的責任性を示すからである。

これと反対に、嘘の場合は、後で見るように、子どもの客観的責任性は、大人の意図とはまったく無関係である。

大人が失敗を物理的な結果によってばかり評していると、社会通念 (conscience commune 共通意識) 上は当然、そういう評価の仕方が公平でないとされることになる。他方で、意図の道徳で教育している親の子どもは、きわめてすみやかに意図の道徳を見につけていく。6才と7才の子の主観的責任性の例が示す通りである。では、9、10才の子が客観的責任性を示す場合、どのようにして子どもは客観的責任性の基準を認めるのか。大人は法と道徳を区別するが、子どもは区別していない。10才以下のほとんどすべての子は、パンや鳥かごとを盗んだ行為について、行為者の意図を高く評価しつつも、刑事的観点だけでなく道徳的観点でも盗んだ行為を悪いと考える。目的のいかんに関わらず盗みを批判するのはよくわかる。しかし、意図の似ていない2つの行為を比べたとき、子どもの評価基準が物質的基準だけというのは奇妙なことであ

る。

ここからひとつの問題が提起される。子どもの客観的責任性は、広さと強度において、大人が子どもに言ったことやしたことをはるかに超えている。この客観的責任性の優位は、どこから生じるのだろうか。それに対する説明は、唯一つしかない。「盗んじゃ駄目。壊れやすい物は大事にしなさい」など言葉によって、あるいは怒りや罰など物的な形によって、大人から押しつけられる規則が、子どもにとっての断固とした義務となるのである。それらの義務が実際に適用されるかどうかは、当座のところ、どうでもよい。それらの義務は「お決まりの必然的価値 (valeur de nécessités rituelles)」を獲得し、この義務で守られたものはタブー的な意味をもつ。このようにして、原初的な形の大人に対する一方的尊敬と大人による強制との複合的産物として、道徳実在論が現れるのである。これが、必然的出現か偶然かは、嘘のところで確認する。

あまり一般化する前に、ここでの子どもの反応が現実の行為に対するものでなく、物語に対する回答であることを思い起こそう。すでに確認したように、子どもの評価は年齢とともに変化し、それは何らかの系統立った影響の結果であるように見える。だがそれは、大人の言葉の単なる理論的派生物 (dérivations théoriques) とみなすべきなのか。それとも、大人に対する一方的尊敬によって加工されてはいるが、現実の行動を決める態度に対応するとみなすべきか。いくつかの事例で見たように、物語に関するときより、自分の思い出に関するときの方が、行為の意図を考慮して子どもは回答した。子どもの客観主義的な態度がどんなに理論的に純正なものだとしても、その態度が実際に行うときの何らかの現実に対応している、と仮定するならば、これら2つが現れる間隔には「ずれ」があるはずである。理論的態度 (attitude théorique) は、実際の態度 (attitude pratique) より一定程度遅れて現れる。

ピアジェが自分の子どもたちを観察したところでは、子どもの責任感は、意図せずに偶然失敗した場合でも、引き起した結果の大きさに比例していた。ピアジェ夫婦は子どもが意図せずに偶々失敗したときには大きな声で非難することなど全然しなかった。しかし、それでも、偶々物を壊したときなどに子どもの責任感を取り払うのに非常に苦労した。

そこで仮説として、次のことを承認できよう。質問中に観察される判断の客観的責任性は、実際の生活における体験の残基 (résidu) に基づくものである。新しい現実はその道徳意識を豊かにし、主観的責任性を弁別できるようにするけれど、それ以前の経験が新しい経験の度に道徳実在論を再現させ、その恒常的な基礎となる。子どもの思考は行動より常に遅れるのだから、理論的問題の解決が現在構築中の巧妙な認識図式 (シェーマ) ではなく、古くからの習慣となっている認識図式に助けを求めるのは、当然のことである。

主観的責任性はどのように現れるか

主観的責任性はどのように現れ発達していくのか。子どもが近親者の見方で行動する習慣をもつようになり、人に従うより人を喜ばそうとする時、意図を考慮した判断をするようになる。このように意図を考慮する前提には、協同行為 (coopération) と相互尊敬 (respect mutuel) がある。しかし、親がこのようにするのは難しい。親は子どもに対して圧倒的に優越しているので、親が望むことは法的効果をもつことになり、道徳実在論を生み出す。当然のことだが、子どもは道徳実在論とは関係なく、実際に望むことを実現しもする。道徳実在論の痕跡を消すためには、子どもと同じ水準になって、その子の義務と弱点を強調して平等感情を生み出さなければならない。「おもちゃを片付ける」とか、「服を汚さない」とかの日常生活の中の義務を通して、子どもにその必要性和難しさを強調し、それが出来ない時の結果の重大性を感じさせて、

助け合いと相互理解の雰囲気をつくりだす。そのなかで、子どもは、相互尊敬のゆえに、できる限り同一の義務に従う人間関係の中へと入っていくようになる。服従から協同への移行は、ビー玉遊びの規則の進化発展と類似しているのである。

両親が配慮せず軽率に命令し罰を加えたりする時は、子どもは道徳的強制の故にではなく、道徳的強制に反抗することによって、意図を考慮することを発展させていく。子どもが喜んでもらいたいと思ってした行為なのに、それで何かを壊してしまい、そのことにより親からガミガミ言われたりした時、あるいは一般に、自分の行為を自分の判断とはちがうように判断された時、少なくとも子どもはそれに従うだろうが、それを不正と感じる。これと反対に、兄弟や友だちとの中で、子どもは協同行為や相互共感の関係を発展させていく。ここに新しい形の相互性の道徳がつくりだされる。これが意図と主観的責任性の真の道徳である。

簡単に言えば、家族に順応して道徳を実現させるにせよ、反抗して道徳を実現させるにせよ、道徳実在論を生じさせてしまう言葉通りの字義尊重と大人への一方的尊敬とに対して、意図の方をより優位にさせるのは常に協同である。当然、服従と協働 (colaboration) の2つの態度の間には、中間状態が存在する。しかし、服従と協働の対立を強調することは、分析上は有益である。

(つづく)

【註】

- 1) Piaget, *Le jugement moral chez l'enfant*, 1992, P.U.F. 7^e éd. (1^{er} éd., 1932). 引用文のページは同書に拠る。
- 2) 意識化されないものの強調という点で、パレートの強調はフロイトを思い起こさせる。ピアジェが挙げているのは、フロイトではなく同じフランス語文化圏に属するピエール・

ジャネである。ジャネはフロイトほど有名でないが、フロイトと同時期に無意識 (ジャネの用語では下意識) を発見し理論的に定式化した者である。ピアジェの réalisme の意味を考える点でフロイトの「現実原則」と比較するのも有益に思われるが、ここでは、それを課題として残したままにしておく。

- 3) Michael Polanyi, *The Tacit Dimension*, 1966. マイケル・ポラニー『暗黙知の次元』ちくま学芸文庫, 2003年。